# 浜松医科大学医学部附属
# 病院等清掃業務　一式

# 総　合　評　価　基　準

令和8年11月

国立大学法人　浜松医科大学

本資料は、浜松医科大学(以下「本学」という。)が調達する「浜松医科大学医学部附属病院等清掃業務　一式」に係る入札の評価に関する基準について述べたものである。

１　性能、機能及び技術等の評価方法

評価は、本学が作成する別添「清掃業務総合評価（加算方式）評価項目及び配点」(以下「評価基準」という。)に基づき、以下のとおり評価を行う。

なお、「評価基準」に記載されていない事項は評価の対象としない。

また、「評価基準」に記載があっても本学としての必要度・重要度に照らし、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

(1) 「評価基準」に記載する必須の評価項目に係る事項について、「仕様書」に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには「評価基準」に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分に対し、評価に応じ「評価基準」に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。

(2) 「仕様書」に記載する要件を満たしているか否かの判定及び「評価基準」に基づき付与する得点の判定は、本学職員が仕様書その他の入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

２　落札者の決定方法

(1) 別紙１競争参加資格確認のための書類及び総合評価のための書類に示す書類を提出し、入札説明書４の(7) に従い入札書を提出した競争加入者等であって、入札説明書３の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした必須の要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が本学が設定した予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該競争加入者の申し込みに係る入札価格に対する得点配分と、評価基準に係る各評価項目の得点合計を合算して得た数値の最も高い者をもって落札者とする。

なお、入札価格に対する得点配分と、評価項目に対する得点配分は等しいものとし、入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

(2) 上記数値の最も高い者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(3) 総合評価の数値が最も高い落札者となるべき者において、その入札価格が契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準である調査基準価格を下回る価格であったときは、低入札価格調査対象として調査及び審査を行う。

(4) 前記(3)の調査及び審査は、別途日程を定め入札価格の詳細な積算内訳により説明を求める。よって応じない場合又は審査結果により落札者としない場合がある。

## 清掃業務総合評価（加算方式）評価項目及び配点

基礎点100点（必須）、評価点150点

| 評価項目 | 提出書類 | 基礎点基準 | 評価点基準 | 基礎点 | 評価点 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1. 業務実績 | ①仕様書（写）<br>②清掃業務実績証明 | 過去5年間に600床以上の病床数を有する病院の清掃業務を行った実績を有する場合、基礎点20点を与える。 | 担当する事業所において、過去5年間に600床以上の病床数を有する病院の清掃業務を2年以上継続して行った実績の件数に応じて評価点を与える。<br>4件以上　30点<br>3件　20点<br>2件　10点<br>1件　5点 | 20 | 30 |
| 2. 履行体制 | ①履行できる旨の誓約書<br>②暴力団排除条項に該当しない旨の誓約書<br>③建築物環境衛生管理技術者資格を有する者が在籍することを確認できる書類<br>④作業責任者（病院清掃受託責任者）となる者が社員であることを確認できる書類及びその者の経歴又は資格を確認できる書類<br>⑤日常清掃における清掃作業員別時系列清掃場所一覧表<br>⑥清掃区分ごとの作業方法<br>⑦作業責任者が実施する点検の内容とその方法<br>⑧緊急時・苦情処理対応体制図<br>上記書類により、最低限の履行体制が確保されていると認められる場合、基礎点20点を与える。 | | 履行体制において、清掃の質保証の観点から作業従事者の研修以外で有効と思われる教育、指導、点検等の具体的な期間や手法について実践され効果を得ている取組みの実績について詳細に示すこと。<br>苦情処理対応の観点から受託責任者及び副責任者以外も含め迅速な対応及び解消をもたらす実践され効果をている取組みの実績について詳細に示すこと。<br>実績の件数に応じて評価点を与える。<br>3件以上　30点<br>2件　20点<br>1件　10点 | 20 | 30 |
| 3. 緊急時対応 | ①緊急時・苦情処理対応体制図 | | 請負者は、常時、発注者からの緊急要請の連絡を受けることができる体制を有すること。また、緊急要請から30分以内に現場責任者が到着可能な体制を有すること。評価点10点を与える。 | 0 | 10 |
| 4. 教育体制 | ①研修マニュアル等の教育・研修体制がわかる書類<br>②修了証（写）など研修の受講・修了者であることがわかる書類<br>③実務経歴書<br>④資格証明書（写） | 社内で教育・研修体制を有する場合、基礎点20点を与える。 | ①作業従事予定者のうち、社外の清掃関連の教育・研修を受講・修了している場合、人数に応じて評価点を与える。<br>10人以上=5点<br>5人以上=2点 | 20 | 5 |
| | | | ②作業従事予定者（受託責任者及び副受託責任者を除く）のうち、3年以上の実務経験を有している場合、人数に応じて評価点を与える。<br>10人以上=5点<br>5人以上=2点 | | 5 |
| | | | ③受託責任者及び副受託責任者のうち、ビルクリーニング技能士又は建築物環境衛生管理技術者、清掃作業監督者、建築物清掃管理評価資格者（インスペクター）のうち、いずれか1種類以上を有する場合、人数に応じて評価点を与える。<br>3人=10点<br>2人=8点<br>1人=5点 | | 10 |
| | | | ④作業従事予定者のうち、他の機関又は公の場において病院清掃に関連する教育・研修の講師を行った実績がある場合、人数に応じて評価点を与える。<br>3人=10点<br>2人=8点<br>1人=5点 | | 10 |
| 5. 顧客満足度 | ①医療関連サービスマーク認定証書<br>②ISO9001又はISO14001の認定証（写）<br>③建築物環境衛生総合管理業登録証明書（写）<br>④エコアクション21の認証・登録証（写）<br>⑤品質の維持、向上に関する取組みで認定又は表彰等がある場合はその証し | 品質マネジメントシステム規格ISO9001又は環境マネジメントシステムISO14001を取得するとともに、顧客満足度を充足させるための基本理念、基本方針について代表者が表明している場合、基礎点20点を与える。 | ①建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録をしている場合、評価点10点を与える。 | 20 | 10 |
| | | | ②エコアクション21を取得している場合、評価点10点を与える。 | | 10 |
| | | | ③この項目に記載する認証の取得に必要な取り組みを除き、清掃業務の品質の維持、向上を実現するための具体的な取組みが、実践され効果を得ていると認められ認定又は表彰等がある場合、評価点を与える。<br>3件　30点<br>2件　20点<br>1件　10点 | | 30 |
| 6. 社会貢献 | 障害者雇用状況報告書 | 令和6年又は令和7年の障害者雇用率が法定雇用率（2.5%）を満たしている場合は、評価点10点を与える。 | | 10 | 0 |
| 7. ワーク・ライフ・バランス等に関する指標 | 認定通知書（写） | 以下の①～⑪の認定等を受けている場合、評価点を与える。<br>ただし、複数該当する場合は、最も配点が高い区分により評価点を与える。<br>また、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価点を与える。<br><br>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）<br>①プラチナえるぼし＝15点<br>②えるぼし3段階目（※注1）＝10点<br>③えるぼし2段階目（※注1）＝8点<br>④えるぼし1段階目（※注1）＝5点<br>⑤行動計画（※注2）＝3点<br>※注1　労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。<br>※注2　常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。<br><br>次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）<br>⑥プラチナくるみん＝10点<br>⑦くるみん（令和4年4月1日以降の基準）＝8点<br>⑧くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）＝8点<br>⑨トライくるみん＝8点<br>⑩くるみん（平成29年3月31日までの基準）＝5点<br><br>青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定<br>⑪ユースエール認定＝10点 | | 10 | 0 |
| | | | | 合計 | 100 | 150 |

## 入札価格の評価配点

基礎点100点（必須）、評価点150点

| 評価項目 | 評価基準 | | 評価点 | |
|---|---|---|---|---|
| 入札価格 | 本調達におけるコンプライアンス確保の観点より、入札価格が法定最低賃金の積算のみを下回る価格であった場合は失格とする。履行に最低限必要な人員数は本学の過去の実績等を鑑み60名に設定する。 | 入札価格の得点は、予定価格の制限の範囲内で、入札価格を予定価格で除して得た値を１から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。小数点以下は切捨てとする。 | 100 | 150 |